

米国の動向(緊急通報確保命令)について

2016年9月23日
総務省
総合通信基盤局

- 災害等による停電時における緊急通報の確保は、従来、局給電（ネットワークを通じた給電）の仕組みに大きく依存していたが、IP網では基本的に局給電の仕組みが存在しない状況。
- AT&Tが2020年末までにIP網への移行を完了させる予定であることを受け、FCCは、2015年8月に、IP網において利用者側設備のバックアップ用電源の利用促進を図る規則を定めた「緊急通報確保命令」を公表。
- IP網への円滑な移行を図る観点からは、停電時における緊急通報の利用可能性をIP網でも確保することが必要となるため、緊急通報確保命令では、一定の電気通信事業者に対し、利用者側設備におけるバックアップ用電源の利用を促進する措置を義務付けることとした。

規律の対象事業者

- ・ 住宅用の固定系音声役務であって、局給電されない役務を提供する電気通信事業者

規律の内容

- ・ 2025年9月1日までの時限的な措置として、以下の三点が義務付け。

- ① 契約時において、利用者の任意及び費用負担の下で、停電時に緊急通報へのアクセスを少なくとも8時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること（8時間義務）
- ② 上記①では支障を来しうる場合に備え、(①の施行後)3年以内に、停電時に緊急通報へのアクセスを24時間確保するためのバックアップ用電源の利用の選択肢を利用者に提供すること（24時間義務）
- ③ 新規契約時に加え、全利用者に対し、毎年、複数日に及ぶ長時間の停電時に、利用者が電源の供給をどのように受けられるかを説明すること（電源供給説明義務）
（具体的な説明事項としては、1) 少なくともバックアップ用電源が一つは購入・利用可能であること、2) バックアップ用電源の有無に伴う役務利用の制限の実態等、3) バックアップ用電源の購入・更改に関する情報（費用を含む）、4) バックアップ用電源の予定持続時間 等）

電源供給に関する説明の具体例

○ベライゾン : FCC規則で定められた説明事項(※)を毎年の請求書に同封。

○AT & T
○Century Link } : 調査時点では未実施であるが、FCC規則で定められた説明事項(※)の請求書への同封、電子メールやウェブページでの周知等を実施予定。

(聞き取りをもとに作成)

(※)FCC規則で定められた説明事項

- ① 少なくともバックアップ用電源が一つは購入・利用可能であること
- ② バックアップ用電源の有無に伴う役務利用の制限の実態等
- ③ バックアップ用電源の購入・更改に関する情報(費用を含む)
- ④ バックアップ用電源の予定持続時間 等

バッテリーの経年劣化への対応

例えばベライゾンは、**乾電池を使ったバックアップ用電源**を用意。これは電源ボックスだけベライゾンが用意し、中の乾電池は利用者が各自で用意するもの。

右記の写真のモデルの場合、**単1アルカリ乾電池を12個使用し、最大20時間の電源供給**が可能。



電源ボックスの外観



単1アルカリ
乾電池を12個使用

電源ボックスの内部(乾電池収納部)